

<住宅リフォーム瑕疵担保責任保険用>

リフォーム登録事業者→発注者

No. \_\_\_\_\_

保証書

<被保証者>

殿

<保証者>

たなか工務店



保証者は被保証者に対し、下記のリフォーム工事について、次頁の保証約款に基づいて保証を行います。

保証の対象となる原因		保証の対象となる事象		保証期間
保証対象 ・保証期間	構造耐力上主要な部分 または雨水の浸入を防止する部分の工事を行った部分の瑕疵に起因	① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ② 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合		工事完了確認日から5年間
	構造耐力上主要な部分 および雨水の浸入を防止する部分以外の工事を行った部分の瑕疵に起因	① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ② 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合 ③ 上記①および②の事象のほか、保証約款別表に掲げる部分が、別表に掲げる事象を生ずるなど、社会通念上必要とされる性能を満たさない場合		工事完了確認日から1年間
保証対象	住宅所在地	〒		
	保証対象 リフォーム 工事	邸 月 日契約 工事		
保証者	住所	フリガナ		
	氏名または 商号役職名 代表者名	〒 たなか工務店 京都市伏見区日野野色町74-6 代表 田中 遵治		
	担当部課店名	電話番号	075-572-0526	
	事業者登録番号	京都府知事許可(般-22)第38614号	ファックス番号	075-644-9193

◇保証者は、本保証書に記載の保証対象リフォーム工事について、保証者を保険契約者・被保険者とする(財)住宅保証機構の「住宅リフォーム瑕疵担保責任保険」に加入しています。「住宅リフォーム瑕疵担保責任保険」の保険内容等については『保険付保証明書』をご確認ください。

◇「住宅リフォーム瑕疵担保責任保険」では、本保証書に基づく保証の内容に該当する事由がある場合で、保証者が倒産等の場合など相当の期間を経過しても瑕疵担保責任を履行できないときには、保証書記載の被保証者が(財)住宅保証機構に対して保険金請求を行うことができます。本保証書のほか、保証者が発行する保証書・アフターメンテナンス契約等がある場合において、本保証書に定める保証内容を上回る部分については、「住宅リフォーム瑕疵担保責任保険」の保険金支払対象となりません。

## 保証約款

### 第1条 (請負人の保証)

保証者は、被保証者に対し、この保証約款に基づいて保証を行います。

### 第2条 (保証期間)

この保証書に基づく保証期間は、原則として次の各号に掲げる期間とします。

- (1) 次条第1項第1号の事由による場合  
工事完了確認書に記載された工事完了確認日(以下「工事完了確認日」といいます。)を保険開始日として10年間
- (2) 次条第1項第2号イおよびロの事由による場合  
工事完了確認日を保険開始日として5年間(ただし、損害が同項第2号ハの事由に起因する場合については1年間)
- (3) 次条第1項第2号ハの事由による場合  
工事完了確認日を保険開始日として1年間

### 第3条 (保証の内容)

保証者が保証対象リフォームを行った部分の瑕疵によって、次の各号に掲げる不具合等が生じた場合に、保証対象リフォームの工事完了時の設計・仕様・材質等に従って、正常な状態に回復するための補修、取替等の工事を行います。

- (1) 保証対象リフォームを行った部分のうち基礎新設増築工事(基礎の新設を伴う増築工事をいう。以下同じ。)の瑕疵による場合
  - イ. 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと。
  - ロ. 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと。
- (2) 保証対象リフォームを行った部分のうち基礎新設増築工事以外の瑕疵による場合
  - イ. 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと。
  - ロ. 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと。
  - ハ. 別表に掲げる部分が、別表に掲げる事象を生じた場合など、社会通念上必要とされる性能を満たさないこと。
- 2 前項の工事の対象には、瑕疵の原因となった保証対象部分のほか、当該瑕疵によって不具合等が生じた保証対象部分以外の部分を含みます。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補修、取替等の工事が著しく困難な場合または不具合等の程度に比べて補修に過大な費用を要する場合には、工事費用相当額の損害賠償金を支払うことによって工事に代えることができるものとします。

### 第4条 (保証免責事由)

次の事由によって発生した不具合等については、保証者は保証の責任を負いません。

- (1) 保証対象リフォームにおける建材または内外装の色または模様を選択(塗装作業における塗料の色を選択を含みます。)の誤り
- (2) 保証対象リフォームにともない設置、更新または修繕された機器、器具、または設備自体の不具合
- (3) 断熱または防音を目的とする工事における断熱性能または防音性能の未達
- (4) 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、つつ巻、豪

雨もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由

- (5) 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
  - (6) 虫食い・ねずみ食いもしくは住宅の性質による結露または瑕疵によらない住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
  - (7) 保証対象リフォームに使用する建材、機器、器具、または設備の搬入または搬出等の作業に起因して生じた住宅およびその他財物の滅失、汚損または毀損
  - (8) 保証対象リフォームの施工部分の瑕疵に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害
  - (9) 保証対象リフォームの施工部分の瑕疵に起因して生じた住宅以外の財物の滅失もしくはき損または住宅その他財物の使用の阻害
  - (10) 住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理(定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。)
  - (11) 保証者が不相当であることを指摘したにもかかわらず被保証者が採用させた設計・施工方法もしくは資材等の瑕疵、または保証者もしくは保証者の下請業者以外の者に被保証者が行わせた施工の瑕疵等のうち、それらの者の責めに帰すべき事由
  - (12) 工事完了確認日以降に行われた住宅の増築・改築・補修の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
  - (13) 補修作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣または正当な理由のない補修の遅延
  - (14) 保証対象リフォームにかかる請負契約締結時において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事由
  - (15) 住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象
  - (16) 戦争(宣戦の前後および開戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
  - (17) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。 )もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。 )の放射性、爆発性その他の有害な特性
  - (18) 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性
- 2 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。 )が直接的または間接的な原因となって、住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害(以下「被害」といいます。 )が生じた場合は、この被害に係る損害(地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。 )に対しては、保証者は保証の責任を負いません。

(別表)

	部分	事象
コンクリート工事	玄関土間、犬走り又はテラス等の構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分	著しい沈下、ひび割れ、不陸又は隆起が生じること
木工事	床、壁、天井、屋根又は階段等の木造部分	著しいそり、すきま、割れ又はたわみが生じること
ボード、表装工事	床、壁又は天井等のボード又は表装工事による部分	仕上材に著しい剥離、変形、ひび割れ、変質、浮き、すき又ははしみが生じること
建具、ガラス工事	内部建具の取付工事による部分	建具又は建具枠に著しい変形、亀裂、破損、開閉不良又はがたつきが生じること
左官、タイル工事	壁、床又は天井等の左官、吹付け、石張又はタイル工事部分	モルタル、プラスター、しっくい又は石・タイル等の仕上部分若しくは石・タイル仕上げの目地部分に、著しい剥離、亀裂、破損又は変退色が生じること
塗装工事	塗装仕上の工事による部分	著しい白化、白亜化、はがれ又は亀裂が生じること
屋根工事	屋根仕上部分	屋根ふき材に著しいずれ、浮き、変形、破損又は排水不良が生じること
内部防水工事	浴室等の水廻り部分の工事による部分	タイル目地の亀裂又は破損、防水層の破断若しくは水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良が生じること
断熱工事	壁、床又は天井裏等の断熱工事を行った部分	断熱材のはがれが生じること
防露工事	壁、床又は天井裏等の防露工事を行った部分	適切な換気状態での、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露水のしたたり又は結露によるかびの発生が生じること
電気工事	配管又は配線の工事を行った部分	破損又は作動不良が生じること
	コンセント又はスイッチの取付工事を行った部分	作動不良が生じること
給水、給湯または温水暖房工事部分	配管の工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
	蛇口、水栓又はトラップの取付工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
	厨房又は衛生器具の取付工事を行った部分	破損、水漏れ、排水不良又は作動不良が生じること
排水工事	配管の工事を行った部分	排水不良又は水漏れが生じること
汚水処理工事	汚水処理槽の取付工事を行った部分	破損、水漏れ又は作動不良が生じること
ガス工事	配管の工事を行った部分	破損、ガス漏れ又は作動不良が生じること
	ガス栓の取付工事を行った部分	破損、ガス漏れ又は作動不良が生じること
雑工事	小屋裏、軒裏又は床下の換気孔の設置工事を行った部分	脱落、破損又は作動不良が生じること